

山武中央合併協議会 会議録

会議の名称	第6回 山武中央合併協議会	
開催日時	平成17年10月19日(水)	午後 1時27分 開会 午後 2時59分 閉会
開催場所	山武町 さんぶの森文化ホール	
議長氏名	会長 大高 和郎	
出席者氏名	別紙「出欠席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	同上	
事務局氏名	局長 小川 利一 他14名	
会議事項	1 議題	2 会議結果
	別紙「第6回山武中央合併協議会会議次第」のとおり	別紙「会議経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議経過」のとおり	
会議資料	別紙「第6回山武中央合併協議会 会議資料」のとおり	
その他必要事項	特になし	
会議録の確定		
確定年月日	記名押印	
平成17年11月 8日	議長 会長 大高 和郎	

会議の名称 第6回 山武中央合併協議会

開催日 平成17年10月19日(水)

出席者名簿

委員氏名		出欠
会長	大高和郎	出
副会長	松下浩明	出
副会長	浪川滯一	出
副会長	古谷 淳	出
委員	行木信一	出
委員	加瀬和男	出
委員	野中 学	出
委員	清宮央行	出
委員	大塚重忠	出
委員	秋葉武男	出
委員	萩原善和	出
委員	小川孝藏	出
委員	伊東利二	出
委員	秋葉雅弘	出

委員氏名		出欠
委員	地布久勝夫	出
委員	田邊孝雄	出
委員	小川卓昭	出
委員	平野和男	出
委員	並木 彌	出
委員	猪野源治	出
委員	野嶋正宏	出
委員	今関 紘	出
委員	林 政利	出
委員	木島弘喜	出
委員	菅井直秀	欠
委員	土屋二郎	出
委員	佐瀬光久	出
委員	生田昌司	出

出席 27 名 ・ 欠席 1 名

備考：生田昌司委員(縣市町村課長)の代理で板倉市町村合併担当課長が出席。

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
○事務局	ただいまより第6回山武中央合併協議会会議を開会させていただきます。
○会長	初めに、山武中央合併協議会大高会長よりご挨拶を申し上げます。 皆さん、こんにちは。委員の皆様には、ご多忙の中ご出席をいただきまことにありがとうございます。 10月も半ばを過ぎ、日に日に秋めいてまいりましたが、早いもので合併まであと半年を切りました。事務事業の調整も詰めの段階に入り、本日は合併協定項目の中で、合併時まで調整するあるいは合併時に統一するとされている項目すべてについて、具体的調整結果をご報告します。 委員の皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。
○事務局	（拍 手） ありがとうございました。 また、本日、千葉県総務部市町村課長生田昌司委員の代理といたしまして、千葉県総務部市町村課市町村合併支援室板倉正典市町村合併担当課長にご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。
○板倉課長	板倉でございます。よろしくお願いいたします。 （拍 手）
○事務局	ありがとうございました。 続きまして、次第の3、報告事項に入らせていただきます。山武中央合併協議会規約第10条第2項の規定により、大高会長に議長をお願いいたします。
○議長	会長、よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまより議長を務めさせていただきます。 本日の出席委員は27名で、委員の半数以上の出席がありますので会議は成立しております。 それでは、早速議事に入らせていただきます。 初めに、報告第22号 公の施設の取扱いについて（修正）を議題といたします。
○事務局	事務局より報告願います。 榎本次長。 それでは、私の方から、報告第22号 公の施設の取扱いについて、修正ということで説明をさせていただきます。

<p>○議長</p>	<p>資料の1ページでございます。協定項目23-9、公の施設の取扱いについて、別紙のとおり報告をするということでございます。</p> <p>こちらにつきましては、前回8月30日に開催をいたしました第5回の法定協議会で報告をさせていただきましたものですが、その内容の一部に修正が生じたので、再度報告をさせていただくものでございます。</p> <p>2ページをご覧ください。下が修正前ということでございまして、公共施設の名称一覧表(抜粋)となっておりますが、蓮沼村の体育施設、現在の施設名称が蓮沼村総合運動広場、これにつきまして前回の法定協議会で、新市の中では山武市蓮沼村総合運動広場という名称にすることで報告をさせていただいたところですが、その後蓮沼村の方から修正の申し出がございまして、上段になります。新市の施設名称として山武市蓮沼野球場というような形にするということだったので、ご報告をするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から、報告第22号 公の施設の取扱いについて、説明がありましたが、質問等がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
<p>○議長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>質問がないようですので、この件につきましては終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告第23号 事務事業の具体的調整結果についてを議題とします。</p> <p>ボリュームがありますので、まず4ページの協定項目23-10、納税関係の取扱いから、30ページの協定項目23-27、社会教育事業の取扱いについてまで、各部長より順次報告を願います。</p> <p>なお、説明は極めて簡潔をお願いいたします。順次、お願いします。</p>
<p>○税務部会長</p>	<p>税務部会の篠原と申します。よろしくをお願いいたします。座って失礼させていただきます。</p> <p>協定項目23-10、納税関係の取扱いとして、2件の事務事業についての調整結果を報告させていただきます。</p> <p>まず、納税貯蓄組合交付金等については、4町村に1組合当たりの基準額等に差異があるため、合併時に統一するというところで検討いたしました。</p> <p>補助金でございますが、納税貯蓄組合法に規定がございまして、国または地方公共団体は、事務費を補うために補助金を交付することができ</p>

<p>○議長</p> <p>○企画部会長</p>	<p>るとされておりますので、成東町、山武町の例によりまして、新市の納税貯蓄組合の交付金等については事務費交付金として、各納税組合が活動に要した事務費のみを交付することとし、また基準額といたしまして財政課のヒアリング及び現在事務費のみを交付している成東町、山武町の実績を踏まえまして、基本交付額として、1組合1万3,000円以内、納付件数割交付額として、納期限に納付した1件につき150円以内、いずれも組合員10人以上が対象。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとすることといたしました。</p> <p>続きまして、納期前納付報奨金について、4町村の交付率について0.3%、0.5%、1%、また限度額についても差異があるため、合併時に統一するという事で検討いたしました。</p> <p>納税者に不利益を与えないで調整を考えますと、松尾町、蓮沼村の交付率1.0%、限度額1万3,000円となりますが、千葉県内の交付状況を見ますと、交付団体のうち交付率0.5%、限度額6,500円の団体が最も多く、報奨金制度を設けていない団体も28団体あります。納税意欲の高揚、徴収率の早期確保などにより、徴収率を向上させる上にも廃止は考えずに検討いたしました。その結果、新市の納期前納付報奨金については、対象税目は特別徴収を除く個人市県民税、及び固定資産税とする。交付率は0.5%、限度額は6,500円といたしました。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いてお願いします。</p> <p>企画部会の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>5ページをご覧いただきたいと思います。企画部会からは、協定項目23-6、広報広聴関係事業の取扱いということで、2点ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず1点目の広報紙の発行でございますけれども、こちらにつきましては、毎月1回ということで、その中身として仕様及び配布方法等については合併時まで調整するという調整方針でございましたが、具体的な調整結果として、新市におきましては毎月1回、1日にA4サイズ28ページの広報紙を発行するという事でございます。</p> <p>その内訳でございますが、2色刷りのものを年10回、それから4ページ分のみオールカラーで24ページが2色刷りのものを年2回ということで発行をさせていただきます。</p> <p>また配布方法でございますが、現在成東町が採用しております新聞折込の方法ということでございまして、新聞を購読していない方等につきましてはメール便で郵送をさせていただくということにいたしました。</p>
--------------------------	---

<p>○議長</p> <p>○総務部会長</p>	<p>次のその他の広報ということで、防災行政無線による広報がございませぬけれども、こちらにつきましては、防災行政無線による広報は機器がデジタル化されるまでの当面の間は現行のとおりといたしまして、各支所単位の広報を実施させていただくということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>総務部会長の吉井と申します。よろしく願いいたします。座って失礼いたします。</p> <p>6ページをお開きいただきます。協定項目22、消防団の取扱いについて、ご報告いたします。</p> <p>初めに事務事業等の欄の消防団組織機構についてですが、4町村で現況の欄にお示したように差異がございます。これにつきまして具体的調整結果の欄にお示したように、団長以下1,370名、これは条例定数でございますがこの組織に改めます。</p> <p>このうち消防団本部の取扱いは、団長以下、中ほどよりちょっと下に副分団長という名称がございます。ここまでを本部として90名で組織いたします。</p> <p>なお消防団の組織機構の改正につきましては、今後消防団とも協議しながら、逐次変えていきたいというふうに考えております。</p> <p>それから後段の分団でございますが、これにつきましては現行のまま新市に引き継ぐことといたしました。なお、蓮沼村につきましては、合併までに現在の11分団から、2分団11部制に変更する予定でございます。</p> <p>7ページの任用要件でございますが、これにつきましては各町村で若干の差異がありますが、これを協議の結果、調整結果のとおり整理し、統一いたしました。</p> <p>それから、火災等の出動手当でございます。これにつきましては各町村で差異がありますので、調整の結果、本部員につきましては1人1回2,000円、ポンプ車、これは水槽等を積載した大型の車に当たりますが、これについては1万円。小型ポンプ、これは小型ポンプを積載したものでポンプ車より若干小型の車ですが、これについては8,000円といたしました。</p> <p>なお、消防車の出動手当には出動した団員の手当を含むということで、団員については別途支払うことはしません。</p> <p>それから教育訓練でございますが、これは各町村、それぞれに現状が異なるため、各支団ごとに実施いたします。ただし、出初式については</p>
--------------------------	--

合併後統一して実施するということといたしました。

続いて、協定項目23-1、防災・防犯・交通安全事業等の取扱いについて、ご報告いたします。

初めに、防災会議でございますが、この組織は地域防災計画の立案に際して、専門的な意見を聞くことをはじめ、災害発生時の情報収集、具体的な対応などの協力体制を協議するため、災害対策基本法に基づき、各町村に条例で設置されている組織でございます。現状では各町村に差異がありますが、これを調整結果にお示ししたとおり、市長を会長とし各組織団体等の代表などを委嘱し、30名以内の定数で新たに組織いたします。

それから地域防災計画ですが、調整方針では新市において新たに策定する。策定までの災害発生時の応急対策等については、合併時まで調整するとなっております。

調整結果の欄に具体的に表現をしておりますが、これを要約いたしますと、新市の地域防災計画は、平成18年、19年の2か年事業で策定することとなっております。この間、避難場所、防災備蓄倉庫、防災行政無線などの現状を生かして暫定的な対応方針を作成し、その内容を確認、徹底し、災害の予防、災害対策に対応しようという内容でございます。

自主防災組織は、現状のまま新市に存続することといたします。未設置の町村もございしますが、この場合も含めて新しい組織については、防災計画で決定することといたしました。

続いて、駐輪場の件をご報告いたしますが、現況にお示したように、成東町では現在600台収容の無料の駐輪場が設置されております。これを来年2月までに廃止をいたしまして、成東町駅前に新たに駐輪場を整備するというので、現在計画中でございます。利用料金につきましては、現在有料の方向で検討中であります。山武町では、現在759台収容の駐輪場を有料で設置し、清掃管理等も町で実施しています。蓮沼村では、現在50台収容の無料駐輪場が設置されておりますが、収容能力の大部分をほかの用途に利用しております。松尾町では、松尾駅前に330台収容の駐輪場が設置されておりますが、以前から無料で運営してきたことに加え、町では主体的な管理をしていないという現状から、直ちに有料にできない背景がございます。

このように町村ごとに経過や事情があるため、調整方針にお示ししたとおり、現行のとおりとすることにいたしました。

なお、成東町、山武町は有料となりますが、設置場所による利便性や施設の機能、利用者の構成などから合併までに統一料金とすることには、

<p>○議長</p> <p>○住民部会長</p>	<p>両者の理解が得にくいという状況でございます。</p> <p>続いて、協定項目23-2、行政連絡機構の取扱いについて、ご説明いたします</p> <p>行政区の構成は、現況の欄にお示したように各町村で差異がありますが調整方針どおり、現状の区域といたします。</p> <p>主な事務については、各町村ともほぼ同様な事務を行っていただいておりますので、調整結果のとおり、統一して表現することといたしました。その中で、回覧文書等の依頼で各町村差異がございますので、調整の結果、毎月第2、第4木曜日に配布することで統一をいたしました。</p> <p>それから、区長会連合会等につきましては、現況の欄にお示したように4町村の中で山武町のみが区長会等の組織を設置しておりません。今後、合併までに組織を立ち上げる予定とのことですので、調整結果にお示したとおり山武市区長会連合会を組織し、行政連絡機構の一体化を図っていくことといたしました。</p> <p>続いて、主な事務の内容及び総会等の会議の部分ですが、各町村に若干の差異がありましたので、調整結果にお示したように統一いたします。</p> <p>最後に、平成18年度の補助金でございます。これにつきましては、組織のない山武町を除きまして補助金を交付しております。金額等に差がありますので、蓮沼村、松尾町で視察研修等に際してのバス代を基礎として補助金を算定しておりますので、これを参考に当面1町村当たり30万円の合計120万円の補助金を交付することといたしました。</p> <p>なお、今後合併前に各区長会の代表者による打ち合わせ会議を開催し、具体的な組織や活動内容について協議していく予定でございます。</p> <p>なお、調整方針にあります報酬につきましては、前回の協議会で報告済みですので申し添えます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>次、お願いします。</p> <p>住民部会の鈴木と申します。よろしく願いいたします。座って失礼させていただきます。</p> <p>国民健康保険事業の取扱いの具体的調整結果について、ご報告いたします。</p> <p>調整については、新市において現状よりサービスの低下とならぬよう検討し、調整いたしました。</p> <p>資料は12ページになります。まず国保税の減免でございますが、減免の条件が各町村とも災害、貧困、特殊事情等でありましたので、余り具</p>
--------------------------	---



体化せず、災害その他特別の事情のある者との条件で調整をいたしました。

次に、出産育児一時金貸付事業でございますが、これにつきましては、現在山武町の社会福祉協議会で実施しており、新市で引き続き実施するものでございます。内容は、出産育児一時金の支給を受けると見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けるものでございます。貸付対象としまして、出産予定まで1か月以内。妊娠4か月以上であり、医療機関から請求を受け、または支払ったとき。貸付額は出産育児一時金の支給見込額30万円の8割を限度として貸し付けいたします。

次に、短期人間ドック利用助成ですが、調整内容として、対象者は国保加入1年以上で、年齢が30歳以上、ドック利用後1年以上経過しており、なおかつ国保税完納者でありまして、助成額は検査費用額の8割で5万円を限度とします。検査医療機関については、現在、成東町、蓮沼村が町・村と契約した医療機関で、負担金については検査時自己負担のみ。山武町、松尾町が検査を受けることができる施設を持った国内の医療機関で、検査時一時全額自己負担ということでございますので、現状で実施しているとおおり市が契約した医療機関で、検査を行う被保険者については検査時自己負担の支払いのみ。その他の医療機関で検査を行う被保険者については、検査時に一時全額負担していただき、後日助成額を支給することといたしました。

次に13ページになりまして、高額医療費貸付事業ですが、これにつきましては各町村とも限度額に差はございましたが、現状で内容がほぼ同じでありましたので、貸付対象者は低所得者世帯の世帯主で保険税完納者であること。貸付額は高額の給付見込額の9割相当額で1,000円未満切捨てということで調整をいたしました。

国保運営協議会の委員定数でございますが、定員を16名とし、その内容としまして、被保険者の代表5名、保険医、または保険薬剤師の代表5名、公益の代表5名、被用者保険等の保険者の代表1名ですが、これは市において概ね退職被保険者が1,500人以上で、かつその各被保険者全体の数に占める割合が3%以上であれば法により選定しなければなりません。

新市では3,000人の退職被保険者が見込まれ、割合にして10%となりますので、これを1名加えることとし、調整をいたしました。

次に、健康優良世帯に対する記念品贈呈事業でございますが、国保財政逼迫の折ではございますが、被保険者の健康の保持、増進を目的に実

<p>○議長</p> <p>○環境部会長</p>	<p>施することとし、1年間無受診であった国保世帯に対し、4,000円程度の記念品を贈呈するという事で調整をいたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、次お願いします。</p> <p>環境部会の小川と申します。座って説明させていただきます。</p> <p>14ページでございます。協定項目23-19でございます。生活環境事業の取扱いについてということで、6項目9事業について調整結果をご報告させていただきます。</p> <p>1つは、公害防止条例の規制基準の調整ということで、この件におきましては成東町、山武町がほぼ同じ、蓮沼村、松尾町がないということから、成東町の例を基準としまして統一させていただきました。</p> <p>続きまして、残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可でございますけれども、成東町、蓮沼村、松尾町についてはほぼ同じでございますけれども、山武町につきましては状況が非常に厳しいところがあるということと、残土による埋立てが非常に多いということから、既成規模の面積を、これは県の許可になりますけれども、300平米に引き下げた山武町の基準によりまして統一させていただきました。</p> <p>ごみの資源化でございますけれども、これにつきましてはほぼ横並びということでございますけれども、松尾町の回収する品目が多いということで、調整の結果、松尾町の品目をとり、キロ5円という値段で補助させていただくと。補助団体については、登録団体とさせていただくというふうに決まりました。</p> <p>環境美化事業の中で、ごみゼロ運動等につきましても調整結果の方では年2回実施する。1回目は、関東甲信越静に合わせて実施するという事と、2回目は市単独としまして、現在も行われている部分がありますので10月から12月にかけて実施したいと。この実施につきましては、先ほど総務部会の方からありましたけれども、区長会連合会と連絡を取り合いまして、実施時期を決めさせていただきたいと考えております。</p> <p>続きまして、16ページになります。空地の雑草除去指導につきましては、さまざまな状況がございますけれども、山武町の例によって統一させていただきました。</p> <p>不法投棄防止対策の中の不法投棄の監視という点でございますけれども、現在のところ成東町と山武町におきまして、警察官OB、これは県警本部の方の委嘱を兼ねてございますけれども、2名で行っているところを新市においては3名で行いたいということでございます。</p> <p>それともう一つは、不法投棄監視員がそれぞれ設置されておりますけ</p>
--------------------------	---

<p>○議長</p> <p>○産業経済副部長</p>	<p>れども、それにつきましては、25名で不法投棄監視員を設置するというふうにさせていただくように決まりました。</p> <p>続きまして、17ページの方、ポイ捨て禁止、これは成東町と山武町の方で事業実施されているところでございます。</p> <p>続きまして、不法投棄廃棄物の回収につきましても、それぞれのところでやられております。こういうものを1つにまとめさせていただきまして、新しい環境美化に関する条例等の制定を今調整中でございます。</p> <p>最後に18ページでございますけれども、墓地に関する規定でございます。墓地、埋葬等に関する法律の中で、市町村許可というふうなことが出ておりますので、それぞれ4町村においてはほぼ同じということですが、松尾町の中で埋葬の禁止、いわゆる土葬の部分なんですけれども、そういうものがあるということから成東町の例規の中に埋葬禁止を加えて、統一させるというふうに決定させていただきました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、次、農林水産事業関係について。</p> <p>産業経済部会の渡邊でございます。座って失礼させていただきます。</p> <p>それでは、19ページでございます。農林水産事業の取扱いにつきまして、園芸用廃プラスチック適正処理対策事業でございます。これにつきましては受益者負担、いわゆる農家負担はなしとする。それから廃プラスチック対策協議会は統合する。ただし、地域の実情を踏まえ、旧市町村単位での支部制をとるということでございます。作柄等でビニールの使用あるいは廃棄の時期が異なりますので、このようにいたしましたものでございます。年2回実施する。運搬は各支部で行うということでございます。また、個人での搬入につきましては随時受け付ける。東金の小沼田工業団地に持ち込むものでございます。</p> <p>続きまして、結婚相談事業でございます。現行の結婚相談所は廃止しまして、1つの結婚相談所を設置するものでございます。相談員は20名、任期は2年、報酬につきましては月額6,400円ということでございます。</p> <p>続きまして、20ページをお願いします。農用地の有効利用につきましてでございます。これにつきましては、各事業及び施策は山武町の例により統一するというところでございます。認定農業者が借り受けた場合についての対象とするものでございます。</p> <p>続きまして、21ページをお願いします。畜産関係事業でございます。畜産振興対策事業につきましては、松尾町の例を基本として合併時まで調整するというところでございました。この具体的調整結果といたしまして、畜産環境保全委員会補助金につきましては、定額20万円、それか</p>
----------------------------	---

ら優良種牡牛種付料補助金につきましては、補助率2分の1以内、上限3,000円とするものでございます。畜舎周辺対策事業補助金につきましては、補助率2分の1以内、上限5万円とするものでございます。また基礎牛導入事業補助金につきましては、実績がないということから廃止するものでございます。

続きまして、畜産防疫対策事業でございます。畜産防疫対策事業については、牛、豚の予防注射の実施に対しまして、事業費の5分の1以内を補助するものでございます。

続きまして、22ページでございます。林業関係事業でございます。林業振興関係事業につきましては、山武町の例により統一するものでございます。補助が県・町、合わせまして10分の7以内、地元山林所有者の負担が約10分の3ということでございます。

鳥獣被害駆除防除対策事業でございます。これにつきましては委託に関する基準を統一しまして、現行の各猟友会に委託するものでございます。これにつきましても委託時期については地域性に配慮して行う。この作付けの品目によって、時期が異なるということを受けまして、各猟友会で行ってもらうものでございます。

続きまして、火入れ許可でございます。23ページをお願いします。これにつきましては、成東町の例により統一するというものでございます。数度に分けて火入れあるいは消火する場合には、一度の許可で構わないという形で、事務の合理化を図るために成東町の例によるということにしたものでございます。

続きまして、24ページをお願いします。商工・観光事業の取扱いでございます。商工関係事業のうち、中小企業振興融資資金につきましてもでございます。この制度につきましては、以下のとおりということでございます。ただし、経過措置といたしまして、現行の借入者は償還が終了するまでは現行のとおりとするものでございます。

新市の中小企業振興資金につきまして、4つほどありますけれども、これに対しての利子補給といたしまして、今まで成東町が元本に対しまして利子補給を10%しておりましたが、これを利子に対して20%以内とするものでございます。利子補給の限度額は、1事業者に対しまして50万円を限度とする。複数の資金を借り入れた場合においても総額50万を超えるものではないということでございます。利子の補給期間につきましては、10年を限度とするということでございます。

それから預託金でございますが、これにつきましては廃止する、なしということにいたします。この8,500万円が、ほかの利子補給の中で有効

<p>○議長 ○教育副部長</p>	<p>に活用されるかと思われます。受付でございますけれども、商工会では一応受けつけることのできる了解が得られております。</p> <p>中小企業振興融資資金運営審議会につきましては、新市において新たに設置するというご事情でございます。委員は9名以内とし、報酬は日額6,400円とするものでございます。委員の構成につきましては、金融機関代表が4名、商工会代表1名、学識経験者が議会議員を含めまして4名ということでございます。</p> <p>25ページをお願いいたします。消費者行政でございます。これは成東町のみで行われているものでございます。消費生活相談員は1名といたしまして、毎月第2、第4金曜日、午前10時から4時までを基本として本庁で開催するものでございます。月2回ということで、相談員には日額6,400円を支払うものでございます。</p> <p>最後に、海水浴場の管理でございます。海水浴場の開設期間は、成東町の例によりまして統一するというものでございます。期間につきましては、7月12日から8月24日の44日間、山武市が1本ということでございますので、蓮沼村との開設期間が多少異なりますけれども、統一で一本化していこうとするものでございます。</p> <p>なお、海水浴場の監視あるいは占用許可等につきましては、蓮沼村が県の許可、成東町が町許可と異なっておりますので、これを一本化するには計画書を県に上げなければならないというご事情でございますので、そのまま新市に引き継ぐというものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>次、給食関係いかがでしょうか。</p> <p>教育部会の副部長の藤田と申します。よろしくご事情申し上げます。座って説明をさせていただきます。</p> <p>まず、協定項目の23-24、学校給食事業の取扱いでございます。その中の学校給食センター運営委員会の調整でございます。これにつきましては、各4町村とも同様な委員会がございます。調整結果でございますが、新市において新たに学校給食運営委員会を設置する。委員の定数は14名以内といたします。報酬は日額6,400円ということでございます。</p> <p>運営委員でございますけれども、議会議員1名、小・中学校の校長が4名、小・中学校のPTA会長が4名、学校医、歯科医、薬剤師の代表が各1名、学識経験者、これは過去に給食等に携わってきた者を予定しておりますが1名、それから幼稚園の教諭代表が1名の計14名というふうな調整結果でございます。</p> <p>次に23-25、学校教育事業の取扱いの中で、要保護・準要保護児童、</p>
-----------------------	---

生徒等の就学援助でございます。要保護は、保護家庭のことでございます。準要保護は、それに準ずる家庭ということで、それぞれ各町村で援助をしておりました。ほぼ同じような内容ではございましたけれども、本年から国の助成がなくなりましたので、ここにそれを統一してやっというものでございます。要保護家庭につきましては、修学旅行にかかる実費を援助するというふうにいたしました。そのほかの要保護家庭は福祉関係から出るわけでございます。

次に、準要保護でございますけれども、これにつきましては修学旅行、それと校外活動費、これら2つとも宿泊がある場合でございます。それと給食費にかかるもの、この3点につきましては、実費、かかった費用を援助するというふうにいたしました。次に、校外活動費の中で宿泊がない1日限りのもの、学用品費、通学用品費、それから新入学児童に対します用品、それからこれらにつきましては国基準がございますので、その額で統一を図るということにいたしました。さらに、医療費については本人負担分を援助するというふうにございます。

次に、27ページは奨学金支給事業でございます。奨学金につきましては、蓮沼村と松尾町にございましたけれども、数が大変少なくなっているということで、所期の目的を達成したのではないかとということで、調整結果といたしましては、そのような家庭には高校に進学する奨励は各公立高校に免除、減免の制度がございますので、対応が可能であるということでございますので、合併時には廃止するいたしました。ただし、現蓮沼村、松尾町で支給している対象者については、引き続いて支援をするということでございます。

次に、児童生徒交通安全対策でございます。これにつきましては、ヘルメット、黄色い安全帽、防犯ブザーでございますけれども、成東町、山武町はヘルメットについては1,000円の助成とか、4町村で多少の差異がございました。それを調整をいたしまして、その結果が右側に書いてございます児童生徒の安全対策については、下記のとおり統一するというふうにございます。

①といたしましては、通学用ヘルメットにつきましては、小学生の自転車通学者と中学1年生に無償で配布するというふうにございます。

②といたしましては、安全帽子、黄色い帽子でございます、それと防犯ブザーにつきましては、小学1年生に入学したときに配布するというふうにございます。

③といたしましては、山武町で地域の実情ということで通学路の巡回警備を行っておりますけれども、地域性を考慮いたしまして、現行どお

<p>○議長 ○教育部会長</p>	<p>り新市に引き継ぐというように調整いたしました。 以上でございます。 引き続きまして、学校教育事業お願いします。 続きまして、社会教育関係の事業につきましてご説明申し上げます。 大木でございます。 28ページでございます。文化振興事業の取扱いにつきまして、ご説明申し上げます。 文化会館、博物館の開館日等の調整でございますが、成東町の例により統一をいたします。休館日につきましては毎週月曜日、月曜日が祝日にあたる場合は、その翌々日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、年末年始、12月28日から1月4日まで。開館時間でございますが、午前9時から午後9時30分まででございます。 次に、文化財の保護でございます。指定文化財の指定の基準につきましては、成東町の例により統一しようとするものです。文化財審議会については新市において設置いたします。委員の定数は10名以内とし、報酬につきましては日額6,400円に統一しようとするものでございます。 次に、30ページの社会教育事業の取扱いでございます。調整方針にある統合が必要な事業についてでございますが、青少年育成市町村民会議につきましては、現行で成東町と山武町にございますが新市において新たに設置をいたします。また、青少年相談員連絡協議会につきましては、4町村にございますが、合併時に統合いたします。ただし、地域の実情から旧町村単位に支部を置いて、当面は現行のとおり活動を続けていこうとするものでございます。 成人式でございますが、調整結果は、施設の都合上、旧町村単位において同日開催で行おうとするものでございます。開催方法につきましては、新市において調整してまいります。新成人は900名ほどが予想されます。これだけを収容する施設、また駐車場がございませんので、このように調整したものでございます。 次に、図書館運営管理でございます。31ページになりますが、開館日等の調整でございます。成東町の例により統一いたします。各図書館のネットワークにつきましては、合併後に調整を図ってまいります。図書館協議会につきましては、新市において設置し、委員の定数は10名以内といたします。報酬につきましては日額6,400円に統一いたします。 次に公民館運営管理です。蓮沼村の公民館でございますが、公民館機能については合併時に廃止をいたします。また成東町の中央公民館でございますが、開館時間を午前9時から午後5時までといたします。</p>
-----------------------	--

	<p>使用時間、施設使用料ですが、成東町中央公民館につきましては、次のとおり改正しようとするものです。現行使用時間8時半から12時半を9時から12時と改めます。このため使用料につきましては、現行に4分の3を乗じた額に改めようとするものでございます。</p> <p>32ページの学校開放でございます。学校開放につきましては、長期利用ということで上半期、下半期に分けて受付を行います。上半期は4月1日から9月30日まで、下半期は10月1日から3月31日まで、1日のみの短期の利用につきましては、その都度受付を行います。使用時間でございますが、体育館は平日19時から22時、休業日は8時から22時まででございます。運動場につきましては、5月から10月までは8時から18時、11月から4月までは8時から16時までと調整をいたしました。なお照明料につきましては徴収いたしません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から協定項目23-10、納税関係の取扱いから、協定項目23-27、社会教育事業の取扱いまでの説明がありましたが、一括して質問等をお受けしたいと思えます。</p> <p>質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>蓮沼の今関と申します。</p> <p>2点ほどお尋ねをさせていただきたいと存じます。</p> <p>まず第1に、国民健康保険事業の取扱いについて、20でありましょうか、この中で、出産育児金の一時貸付と、それから高額医療の貸付事業がございます。これは費用の負担の大変な方々に対して貸し付けというのは心の温かい事業であると存じます。ただ、この中で具体的な調整結果の中で、これ自体はよろしいわけでありませけれども、山武市であります社会福祉協議会で実施しているようになっていませけれども、この新市で行われる事業については、その事業主体となるところは社会福祉協議会なのであるか、もしくは山武市がそのことについて直接関与していくかについてお尋ねをさせていただきます。</p> <p>それからもう一点については、学校給食事業の取扱いであります。この中で運営委員会を14名で組織するとなっております。これは成東町や蓮沼村や山武町や松尾町、それぞれの学校給食の持っている特徴を措置しながら運営していくというようなことが話し合われていたと存じます。この中に、代表者の委員、小・中学校の校長4名、小・中PTA会長の4名という代表者は、それぞれ新市を組織する旧の町村の代表者と読みかえてよろしいのかどうか。その2点についてお尋ねをさせていた</p>
--	---

○議長

○今関委員



<p>○議長 ○住民部会長</p>	<p>できます。 よろしく願いいたします。 回答。 住民部会でございます。ただいまの出産育児一時金貸付事業の関係でお答えいたします。 こちらの方は、新市において市が主体となって、市民課の国保年金係の方で事業をするということになります。 以上でございます。</p>
<p>○議長 ○教育副部会長</p>	<p>給食。 それでは、学校給食センターの運営委員会でございますけれども、小・中学校の校長、それからPTAともに4名というふうになっておりますのは、やはり現町村単位から1名代表というふうに決めさせていただきました。 以上です。</p>
<p>○議長</p>	<p>お分かりでしょうか。よろしいですか。 ほかにございますか。 はい、どうぞ。</p>
<p>○猪野委員</p>	<p>山武町の猪野でございます。 ページ数で申し上げますと18ページ、墓地の関係でございますけれども、公営墓地のという字句があるわけでございますけれども、私どももそうですけれども、各地域の共同墓地、これは公営墓地というふうにとらえるべきなんでしょうか、そのことと。あるいは、自分の山に埋めているんだと、埋葬しているんだというところもあると思いますけれども、その辺との兼ね合いをちょっとご説明いただきたいと思います。 それからもう一点、29ページ、指定文化財は現行のとおりということでございますけれども、私どもの山武町では指定文化財に補助金が出ているわけですが、その辺はどのように扱われるのか、ちょっとこの字句から読み取れませんので、その点についても伺いたいと思います。 以上、2点についてお願いいたします。</p>
<p>○議長 ○環境部会長</p>	<p>生活環境。 環境部会でございます。墓地の件につきましてですけれども、現状であるものは、そのまま移行されます。新たに墓地、納骨堂等を設置する場合に、この規定に基づいて許可をするということでございます。</p>
<p>○議長 ○猪野委員</p>	<p>よろしいですか。 ちょっと繰り返しますけれども、今要するに共同墓地等で、埋葬、土</p>

<p>○環境部会長 ○猪野委員</p>	<p>葬は、それはいいということなんですか。 ええ、そうでございます。</p>
<p>○猪野委員</p>	<p>はい、その点についてわかりました。指定文化財の方をお願いいたします。</p>
<p>○社会教育分科会長</p>	<p>社会教育分科会の小川と申します。座らせていただきます。 指定文化財の補助金につきましては、現在まだ調整中でございます、現行予算内で調整したいというふうに考えております。いずれにしても、4町村の金額が違いますので、この辺を平等に調整したいと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>○猪野委員</p>	<p>ということは、まだ出すか出さないかもわからないということですか。</p>
<p>○社会教育分科会長</p>	<p>いえ、基本的には今ある文化財の補助金でございますので、出す方向で考えております。</p>
<p>○猪野委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>○議長</p>	<p>いずれも、現状維持ということで協定されているようです。 ほかにご質問ございますか。</p>
<p>○議長</p>	<p>(発言する者なし)</p>
<p>○議長</p>	<p>ないようですので、協定項目23-10、納税関係の取扱いから、協定項目23-27、社会教育事業の取扱いまでは、終了とさせていただきます。 続きまして、33ページの協定項目21、介護保険事業の取扱いから61ページの主な手数料の取扱いまでを議題とします。 担当部長より順次報告を願います。なお、簡略をお願いいたします。</p>
<p>○保健福祉部会長</p>	<p>保健福祉部会長の押尾と申します。保健福祉部会に關係する範囲は33ページから60ページまででございます。報告内容が広範囲でございますので、具体的な調整結果につきましては、介護保険事業を除きまして各分科会から報告いたしますので、ご了承願います。</p>
<p>○議長</p>	<p>座ってどうぞ。</p>
<p>○保健福祉部会長</p>	<p>では、33ページをお開きください。協定項目21、介護保険事業の取扱いについてですが、まず社会福祉法人等による生計困難者への利用者負担軽減実施の状況ですが、現況の各種介護サービスにおける調整方針では合併時に統一する。ただし、合併期日に属する年度については、現行のとおりとするとなっておりますが、現況の中で蓮沼村と松尾町が未実施となっております。 具体的な調整結果といたしまして、制度改正により平成17年10月に、市町村に統一した事業の実施が義務づけられております。したがって、合併時には各町村で実施されることになってまいりますので、現行のとおり新市に引き継ぐことといたします。</p>

<p>○議長</p> <p>○健康分科会長</p>	<p>次に、保険給付関係の状況ですが、現況では主に国保連合会との連携を図りながら、給付事業事務を実施しておりますが、その調整方針では一部福祉用具購入等において、償還払いではなく受領委任方式をとっておりますが、業務及びシステムにつきましては同一となっておりますことから、合併時に調整し基本的には現行のとおり継続することとなっております。そこで、具体的調整結果といたしまして、成東町で一部福祉用具購入と住宅改修において償還払いと受領委任方式を併用して実施しているところでありますので、これについては新市において、成東町の例により実施することとします。なお、システム等につきましては、4町村に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>以上でございます。以降、各分科会からご報告を申し上げます。</p> <p>はい、次お願いいたします。</p> <p>健康分科会の鈴木でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>では、34ページお開きください。協定項目23-16、保健衛生事業の取扱い、母子保健事業、母子健康診査事業。</p> <p>2. 集団健診。この集団健診は乳児、1歳6か月、3歳児、3歳児眼科二次、幼児とございます。集団健診につきましては、対象者の利便性を考慮し、合併時に保健センターの担当地域を再編し、実施をいたします。なお対象につきましては、以下のとおりとしまして、健診の内容につきましては合併時にチラシを配布して周知をいたします。</p> <p>①乳児健康診査でございますが、対象者は4～6か月児でございます。実施回数は、成東が年6回、山武、松尾、蓮沼は、各年4回でございます。なお以下、成東町が回数が多くなっておりますが、これは出生数が多いための調整でございます。</p> <p>②1歳6か月児、健康診査、対象者は1歳6か月～8か月。実施回数は成東6回、山武、松尾、蓮沼は、各年4回でございます。</p> <p>③3歳児健康診査、対象者は3歳6～8か月児でございます。実施回数は、成東年6回、山武、松尾、蓮沼、各年4回でございます。</p> <p>3歳児眼科二次健診につきましては、成東町の例により成東保健福祉センターにおいて年4回実施をいたします。</p> <p>35ページの蓮沼幼稚園児の視力・聴力検査につきましては、健康相談の位置づけで実施をいたします。</p> <p>3. 精密健康診査。精密健康診査につきましては、対象を就学前児までとし、各町村が契約しているすべての医療機関と契約し実施をいたします。</p> <p>4. 幼児歯科健康診査、これは1歳6か月児、2歳児、3歳児とござ</p>
---------------------------	---

います。これは内科健診と併設し実施をいたします。

① 1歳6か月児は1歳6か月児～8か月児で、内容は歯科健診、歯科保健指導、希望者に対してはフッ素塗布を行います。実施回数は、成東が年6回、山武、松尾、蓮沼は、各年4回です。

② 2歳児歯科健康診査、対象者は2歳6～9か月児でございます。実施回数は、成東が年4回、山武、松尾、蓮沼は、年3回でございます。内容は、歯科健診、歯科指導、保健指導、栄養指導と希望者にフッ素塗布を実施いたします。

③ 3歳児歯科健康診査、対象が3歳6～8か月児でございます。内容は、歯科健診、歯科保健指導、希望者へのフッ素塗布でございます。実施回数は、成東が年6回、山武、松尾、蓮沼は、各年4回でございます。

子育て支援事業でございますが、マタニティスクールにおきましては、各保健センターにおいて1回3コースを年1回ずつ実施いたします。

育児学級につきましては、山武町のみ学級として実施をしております。蓮沼、松尾の育児学級は育児相談に移行いたします。したがって、育児学級は山武保健センターで実施をいたします。

3. 料理教室。これにつきましては、親子料理教室と離乳食教室がございます。料理教室におきましては、保健推進事業の一環として新市において実施をいたします。なお、離乳食教室につきましては以下のとおり実施いたします。対象は4～9か月児といたしまして、場所は蓮沼村保健センターにおいて、年6回実施をいたします。

4. 育児相談でございます。育児相談につきましては地域の実情に鑑み、以下のとおり実施をいたします。対象者は乳幼児で、場所は各保健センターにおいて毎月各1回相談をいたします。

5. 健診事後指導でございますが、これは心理相談、ことばの相談、発達相談、日曜マザーズとございます。健診事後指導につきましては、実施内容に差異がございませんので、現行のとおり新市に引き継ぎます。ただし、実施回数については以下のとおり調整をいたしました。ことばの相談でございますが、成東は4回、山武、3回、松尾は4回。会場は各保健センターで実施をいたします。それから、発達相談につきましては、成東、山武、松尾の保健センターにおいて毎月1回実施をいたします。日曜マザーズにつきましては、4町村に差異がございませんので、現行のとおり新市に引き継ぎます。

38ページをご覧ください。老人保健事業でございます。健康教育事業、これは個別健康教育と集団健康教育とございます。個別健康教育につきましては合併後検討し、新市において実施いたします。集団健康教育に

つきましては、地域の実情に鑑み、新市において実施いたします。

生活習慣病予防事業。基本健康診査及び事後指導でございます。

基本健康審査につきましては、対象者の利便性を考慮し、合併時に保健センターの担当地域を再編し実施いたします。なお、対象につきましては、以下のとおりとしまして、健診の内容につきましては、合併時にチラシで配布し、周知いたします。対象者は40歳以上の方といたします。

39ページでございますが、事後指導につきましては、以下のとおり新市において実施をいたします。まず基本健康診査の事後指導につきましては、各保健センターにおいて、健診結果については健康相談をすべて実施いたします。病態別健康相談につきましては、健康教育と併せて合併後に調整し以下のとおり保健センターにおいて実施をいたします。高脂血症は松尾、成東。高血圧、心電図、眼底につきましては、成東。貧血につきましては、松尾。禁煙につきましては、山武。糖尿病につきましては、山武、蓮沼。以上のとおり実施いたします。

40ページをお開きください。3. がん検診及び事後指導。がん検診は胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診とございます。

①胃がん検診でございますが、これは集団検診で40歳以上の方で、希望者に対して実施をいたします。項目としましては問診とバリウム造影でございます。場所は各保健センター等でございます。自己負担としましては、検診委託料の3割程度、1,200円でございます。ただし、75歳以上は無料といたします。

②子宮がん検診、これは集団と個別検診方式で行います。対象は20歳以上の希望者でございます。項目としましては問診、内診、頸部、体部の細胞診でございます。実施場所は、各保健センター等でございます。個別検診につきましては、契約医療施設といたします。自己負担額におきましても、先ほど来申し上げましたとおり、委託料の3割を自己負担徴収といたします。集団の頸部は800円、体部、800円、個別が頸部、2,000円、体部、2,800円。ただし、75歳以上は無料といたします。

41ページ、③乳がん検診でございますが、実施方法は集団と個別検診を併用いたします。対象は30歳以上の希望者でございます。実施項目につきましては、問診、甲状腺、超音波、マンモグラフィー。実施場所は各保健センター等でございます。個別につきましては契約医療施設といたします。自己負担額は集団が1,200円、個別の超音波につきましては1,800円、マンモグラフィーに関しては2,100円でございます。ただし、75歳以上は無料といたします。

④大腸がん検診でございます。これは集団検診方式で40歳以上の方で希望者を対象といたしまして、実施項目は便潜血反応検査です。実施場所は各保健センターにおいて実施いたしまして、自己負担額が300円でございます。ただし、75歳以上は無料といたします。

42ページをお開きください。続きまして⑤肺がん検診でございますが、実施方法は集団検診でございます。これは基本健診と併設してレントゲンをとるものでございます。対象は40歳以上で、実施項目につきましては、レントゲン検査と、それから喀痰細胞診がございます。実施場所は基本健診会場としまして、自己負担額につきましては、喀痰細胞診のみ900円でございます。ただし、75歳以上は無料といたします。

次に、⑥前立腺がん検診でございます。これは、現在蓮沼のみ実施でございますが、ただいまがんが非常に増えているということで、新市においては実施をしたいということでございます。実施方法は、基本検診時に50歳以上の希望者の方に対しまして採血を行うものでございます。自己負担は500円でございます。ただし、75歳以上は無料といたします。

これらの各種がん検診の事後指導につきましては、以下のとおり実施いたします。対象者につきましては、各種がん検診において精密検査を要すと判定された方々です。内容としましては、精密検査の補助としまして医療補助を行います。A券につきましては各種医療保険の方の3分の2を補助いたします。B券は自己負担がなし、全額補助ということでございます。そのほかに個別指導を必要に応じて面接等を行います。

43ページでございます。4. 骨粗しょう症検診とその事後指導でございます。骨粗しょう症検診につきましては、成東町の例によって新市において実施いたします。

44ページをお開きください。その事後指導につきましては、以下により新市において実施いたします。ただし、予防教室につきましては合併後に調整をいたします。対象は要指導者、要医療者でございます。内容は個別指導として保健師による生活改善指導を行います。

5. 成人歯科健診及びその事後指導でございます。成人歯科健診につきましては、以下のとおり行います。対象は40歳以上の方で、これも基本健診に併設して行うものでございます。内容としましては、C P I測定、歯科保健指導を行います。事後指導につきましては、蓮沼村、松尾町の例により、新市において実施をいたします。

6. 訪問指導、これにつきましては4町村に差異がございませんので、現行のとおり新市に引き継ぎます。

それから機能訓練事業でございます。45ページでございます。機能訓

練につきましては、A型機能訓練、B型機能訓練、送迎事業、訪問リハビリ等がございます。

まずA型機能訓練でございますが、対象としましては40歳以上で心身の機能低下が認められる住民で要介護度1以下の方といたします。利用回数は1人、月2回でございます。場所は契約施設といたします。

それからB型機能訓練につきましては、地域の実情に鑑み、新市において実施をいたします。

46ページをお開きください。送迎事業につきましては、蓮沼村の例により新市において実施をいたします。

訪問リハビリにつきましては、成東町、山武町、松尾町の例によって、新市において実施をいたします。

それから健康づくり事業でございますが、健康カレンダーということで健康づくり啓発事業につきましては、合併時に配布するチラシ及び新市の広報紙やホームページを利用して、実施をいたします。

47ページでございます。歯科保健指導事業でございます。1としまして虫歯予防教室、これは乳幼児、保育所、幼稚園、親子等で実施するものでございます。

①乳幼児におきましては、蓮沼村の例によって、全市区域を対象に松尾IT保健センターにおいて実施をいたします。

②保育園、③幼稚園につきましては、6歳臼歯を守る観点から4、5歳児を対象として各園において年1回実施をいたします。内容としましては、媒体を使った講話、プラークテスト、ブラッシング指導を行います。

④親子につきましては、保育所、幼稚園において必要に応じて実施をいたします。

2. 歯科健康教室でございますが、これは対象として小学校・中学校がございまして、学校単位で希望のある施設で実施をいたします。

48ページをお開きください。3. フッ素塗布につきましては、蓮沼村の例により新市において実施をいたします。ただし、保育園、幼稚園については、合併時に廃止をいたします。

これにかわりまして、4のフッ素洗口事業でございますが、さらに充実した形でフッ素洗口ということで、蓮沼村の例によって、希望する施設を対象に新市において実施をいたします。

5. 障害児の歯科保健指導でございますが、これにつきましては蓮沼村の例により新市において実施をいたします。

感染症対策事業。食品衛生協会補助金といたしましては、合併時に組

<p>○議長 ○福祉分科会長</p>	<p>織を再編し、新市において実施をいたします。</p> <p>保健医療対策事業。これは献血でございますが、成東町の例により新市において実施をいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、次、お願いします。</p> <p>続きまして、50ページから60ページまでを福祉分科会の石橋が説明いたします。座って説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>まず初めに、50ページをご覧になっていただきたいと思います。協定項目23-11、障害者福祉事業の取扱いについてでございます。事務事業内容につきましては、福祉作業所で、現在蓮沼を除きまして、3町村が実施しているところでございます。現在、蓮沼におきましては、松尾町の福祉作業所に委託をして実施しているところでございます。合併後におきましては、現行のとおり新市に引き継ぎたいと考えております。</p> <p>続きまして、国・県の定める制度ということで、重度心身障害者、または児童の訪問入浴サービス事業ということで、現在山武町が実施しております。合併後におきましては、山武町の例により実施をさせていただきます。</p> <p>続きまして51ページをご覧になっていただきたいと思います。福祉タクシー事業ということで、蓮沼を除いて3町で実施しているところでございます。合併後におきましては、対象者、身体障害者手帳の1、2級を受給している方、または療育手帳Aを所持している方、保健福祉手帳の1級を所持している方を対象として、内容につきましては年間48回を限度に運賃を助成。1回当たり上限を1,000円とさせていただきます。</p> <p>続きまして、特定疾病療養者援護金給付事業でございます。こちらにつきましては、現在成東町が実施しているところでございますけれども、合併後におきましては近隣市に合わせた状況ということで、対象者を特定疾病のため継続的に入院治療を受け、または通院治療を受けている者という形で、内容につきましては、特定疾病患者に対して援護金を支給したいと考えております。支給額につきましては、1か月当たりの入院日数が20日以上入院者に対して月7,000円。または1か月以上20日未満の入院者、または1日以上通院者に関しては1か月3,000円を支給させていただければと考えております。</p> <p>続きまして、52ページをご覧になっていただきたいと思います。協定項目23-12、高齢者福祉事業の取扱いでございます。事業項目としましては敬老事業ということで、初めに敬老会の式典でございます。合併後</p>
------------------------	---



におきましては敬老会式典については廃止をさせていただければと思います。

続きまして、敬老祝金でございます。敬老祝金につきましては、現在3町1村でそれぞれの内容で実施しているところでございますけれども、合併後におきましては70歳到達者ということで1人3,000円程度の記念品を贈呈させていただければと思います。また、喜寿の方につきましては1人5,000円、また米寿の人に対しては1万円、白寿の方1人に対して5万円の支給をさせていただければと思っております。

続きまして、金婚者祝ということで、合併後におきましては、金婚者祝につきましては対象者を結婚満50周年の夫婦という形で、内容につきましては1組3,000円ということで記念品の贈呈をさせていただければと思っております。

続きまして、53ページをご覧になっていただきたいと思っております。事業内容は、在宅介護支援センター事業ということで、成東、蓮沼、松尾町においては、地域型支援センターということで実施しております。山武町においては、基幹型ということで小規模介護支援センターという形で、今現在実施しているところでございますけれども、合併後におきましては山武町の例によって、新市において実施するというところで考えております。

続きまして、生きがい活動支援通所事業というところで、現在3町1村で実施しているところでございます。こちらの方の対象者につきましても、現在まちまちでございますけれども、合併後におきましては対象者を概ね65歳以上の家に閉じこもりがちな者ということで、介護保険給付対象外の者を対象に、利用料を1日800円、場所につきましては新市の契約施設ということで実施を計画してございます。

続きまして、54ページをご覧になっていただきたいと思っております。事業内容、生活管理指導員派遣事業でございます。現在、山武町で実施しております。また蓮沼につきましては、社会福祉協議会で有料として実施しているところでございますけれども、合併後におきましては、山武町の例によって、新市により実施したいと考えております。

続きまして、家庭介護慰労事業でございます。こちらの方につきましては、合併後におきましては、山武町のみ対象者が3親等以内ということで、他の町村におきましては2親等以内と異なることから、合併後におきましては、成東、蓮沼、松尾の例により、新市において実施をさせていただければと考えております。

続きまして、55ページをご覧になっていただきたいと思っております。事務

事業内容、家族介護用品の支給事業でございます。こちらの方につきましては、合併後における対象者を要介護度3・4・5の者、住民税非課税、均等割世帯及び世帯の合計所得が120万円以下の世帯という形で対象を決めさせていただいて、支給額、一月当たり3,000円として給付券を支給するというふうな形で実施したいと考えております。

続きまして、緊急通報システム事業でございます。こちらにつきましては、現在山武町の方が富士通アクセス、その他の町村においては安全センターの方に委託をしているところでございます。合併後におきましては、蓮沼村の例により新市において実施することとし、現在設置されている機器の委託業務については、現行のとおりとさせていただければと考えております。

続きまして、56ページの方をご覧になっていただきたいと思います。事業内容、はり、きゅう、マッサージ施術費の助成事業でございます。こちらにつきましては、合併後において成東町、蓮沼村の例により新市において実施する。ただし、合併期日の属する年度は現行のとおりとさせていただければと思っております。

続きまして、シルバー人材センター補助事業でございます。合併後においては、山武町のみ補助金の歳出方法が異なるため、成東町、蓮沼村、松尾町の例により実施をさせていただければと考えております。

続きまして、老人クラブに対する支援事業でございます。合併時に組織を再編し、平成18年度の補助金の交付については蓮沼村の例により、実施をさせていただければと考えております。

続きまして、57ページをご覧になっていただきたいと思います。事業内容、福祉カー貸付事業でございます。合併後におきましては、4町村の実施内容に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、またこの貸付事業につきまして、社会福祉協議会との委託事業については、合併時まで調整を図らせていただければと考えております。

続きまして58ページ、59ページにつきましてでございますけれども、合わせて協定項目23-13ということで児童福祉事業の取扱い、事業内容につきましては、放課後健全育成事業、通称学童保育と呼ばれている事業でございます。こちらの方につきましては、各4町村の中で、実施をしているところでございます。合併後におきましては、利用対象者、保護者が就労等により昼間家庭にいない、概ね小学校1年生から3年生までの児童。開設期間及び時間でございますけれども、平日については学校の下校時から午後6時、また学校休業日、長期休暇につきましては、午前8時から午後6時。利用料につきましては、月額7,000円を基本とさ

<p>○議長</p> <p>○事務局</p>	<p>せていただきたいと思います。また、長期休暇時における8月については一月8,000円という形にさせていただければと考えております。また、一月に15日以下の利用については、半額とさせていただければと思っております。</p> <p>またおやつ代につきましては、一月1,000円を徴収させていただければと考えています。損害保険料でございますけれども、日常子供たちのけがという部分の中では、利用者の個人負担とさせていただいて一月150円の徴収を考えています。</p> <p>続きまして、60ページの方をご覧になっていただきたいと思います。協定項目23-14、保育事業の取扱いでございます。事業内容につきましては、公立保育所事業ということで延長保育でございます。合併後における延長保育の実施についてでございますけれども、公立保育所につきましては、現在成東町と松尾町が公立保育所を運営してございます。</p> <p>そういう中で、対象施設、全施設という部分の中で地域の実情を考慮し、実施をさせていただければと考えています。実施時間につきましては、平日朝の7時から8時、または夕方16時から19時、土曜日におきましては朝の7時から8時、また午後につきましては12時から17時という形で実施をさせていただければと考えています。また利用料につきましては、別途定めるということで、前回協議会の中で報告をさせていただいてありますので、省かせていただきました。</p> <p>続きまして、巡回相談事業でございます。現在、成東町の方で精神障害等の発達に問題のある児童またはその恐れのある児童に対して相談員を派遣して実施しているところでございます。これは福祉課の方に設置しているのではなくて、社会教育課の方の家庭教育指導員にお手伝いをいただいて実施しているところでございますけれども、合併後におきましては新市の福祉事務所に児童相談員を新たに設置し、随時相談業務を実施していきたいと思っております。</p> <p>現在、児童虐待、または児童相談、1人親家庭と、いろいろ複雑な問題傾向の増加の中で、こういった方を適時設置して対応をしていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、次。</p> <p>それでは、61ページでございます。主な手数料の取扱いということでございますけれども、こちらにつきましては複数の部会にまたがりまので、事務局の方でご説明させていただきます。</p> <p>内容につきましては、戸籍、住民票関係、税関係等でございます、</p>
------------------------	---

	<p>住民の皆様と比較的關係が深いもの、それから先進事例等で、市民便利帳等に掲載されている内容について記載をしたものでございます。</p> <p>ご覧になっていただきましておわかりのとおり、内容についてはほとんどのものが4町村に差異がないということで、そのままの金額になっております。また、一部異なる内容につきましても調整結果のとおり調整をしてございます。</p> <p>簡単ですが、以上でございます。</p>
○議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま協定項目21、介護保険事業の取扱いから、主な手数料の取扱いまでの説明がありましたが、一括して質問等をお受けいたしたいと思っております。</p> <p>質問等がございましたら、挙手をお願いします。</p>
○並木委員	<p>はい、どうぞ。</p> <p>山武町の並木です。</p> <p>各町村に社会福祉協議会というものがあります。今、ご説明を聞きますと、町村によって協議会がやっている事業がかなりまちまちなのではないかなという気がいたします。そこで、福祉課の事業と社会福祉協議会の事業を新市においては、どういうふうに統一するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
○議長	<p>回答。</p>
○保健福祉部会長	<p>保健福祉部会長の押尾でございます。</p> <p>今、分科会の方、社会福祉協議会の方と調整を図って煮詰めているところでございますので、それでよろしいでしょうか。</p>
○並木委員	<p>社会福祉協議会は、合併するんですか。</p>
○保健福祉部会長	<p>合併します。先日調印も行いまして、合併しまして……</p>
○並木委員	<p>では委託事業については、これから調整するということですね。</p>
○保健福祉部会長	<p>はい、内容については、今調整を図っているところでございます。</p>
○議長	<p>よろしいですか。</p>
	<p>ほかにございますか。</p>
	<p>どうぞ。</p>
○野嶋委員	<p>山武町の野嶋と申します。</p> <p>さまざまな部分で調整を進めていただいておりますけれども、細かい個別の質問ではなくて、これらにつきまして財政的な見通しといたしまして、その辺がもしもおありでしたら、ちょっと教えていただければというふうに思います。</p>
○議長	<p>はい。</p>

○財務部会長	<p>財務部会の長谷川です。</p> <p>現在、全体調整について、実施計画等によりまして調整を図っている段階でございまして、今月いっぱい調整を要すると考えられております。</p> <p>予算について対応ができるかどうか。今後、国の動向によりまして、財政計画の見直しも必要と思われませんが、現時点では対応できるように努力する予定であります。</p> <p>以上です。</p>
○議長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございましょうか。</p>
(発言する者なし)	
○議長	<p>ないようですので、協定項目21、介護保険事業の取扱いから、主な手数料の取扱いまでは終了とさせていただきます。</p>
○事務局	<p>以上で本日の協議会の議事については、すべて終了いたしました。</p> <p>次に、次第の4、その他でございますが、事務局から何かありますか。</p>
○事務局	<p>それでは、次回の協議会の予定でございますけれども、次回は最後の協議会というふうに考えておりまして、3月に成東町役場で開催をする予定でございます。</p> <p>日程当につきましては、もう少しまた近くなりましたらご連絡をしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
○議長	<p>はい、どうぞ。</p>
○田邊委員	<p>成東町の田邊でございます。</p> <p>各町村の財調ですけれども、それが合併のときにはどのくらいの金額を持ち寄って、総体で成るか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、財調のいわゆる預金の残りですね。</p>
○財務部会長	<p>現在の財調と減債基金、合わせて51億円ほどの状態になっております。これについては、今後補正等によって多少増減が生ずるものと判断されます。</p> <p>以上です。</p>
○田邊委員	<p>わかりました。それで、行政の機構図を見ると、山武市は部長制をしくということになってはいますけれども、これに占める職員の給料のパーセントというのは、およそどのくらいになるものですか。</p>
(発言する者あり)	
○田邊委員	<p>これは、このとおりに部長制をしくということが決まっているんですか。</p>
(発言する者あり)	

○財務部会長	現在は、何%という数字はちょっと決まっていはいないんですけども、大体既存の割合でいくと、このままいけば20%弱の人員費が必要と判断されます。
○田邊委員	わかりました。いや、私が聞いているのは、今、国が行政改革をやると言って、公務員も減らさなければならないという時代に、新しく合併するから、市になったから部長制をしなければならないのか、しかななくてもいいものならしかななくてもいいのではないかな。これをお聞きしているんですよ。
○議長	ただいまの成東の田邊委員の質問のことは、過去の協議会において、行政組織として決定していることに対する質問ですよ。
○田邊委員	こういう組織図があるんですから、これは決定されているんですか。 (発言する者あり)
○田邊委員	これで、ちょっと頭でっかちになって、長もちできないのではないかなど、私は簡単に言えば、それなんですよ。
○議長	ご意見、よくわかりますが、やってみてどんどん適切な組織に変えていったらどうでしょうか。
○田邊委員	そうですか。わかりました。結構です。
○議長	ほかにございますか。 (発言する者なし)
○議長	ご意見ございませんようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。 長時間にわたるご審議、また基調なるご意見を賜り、ありがとうございました。 以上で終了します。